

シリーズ「依存症」

(その7) アルコール依存症と職場の対応

アルコール依存症で仕事ができなくなると、休業することとなりますが、そこから職場復帰する際に、職場がとるべき対応をまとめました。

1) 復職にあたって本人へ確認すべきこと

復職にあたっては、

- 本人が断酒(節酒ではない!)の必要性を認識し、かつその時点で継続できている
- 本人が復職を希望している
- 主治医が復職可能であるという判断をしている

の条件を満たしていることを確認します。特に、復職時点で飲酒していたり、断酒の重要性の認識が甘かったりする場合は、復職後再び就業面に支障が生じる可能性は高いため、改めて断酒の意識を強化すべきです。車両や機械の運転作業や、不注意によって危険を招くおそれが高い職場では、なおさらです。

そのほか、産業保健スタッフから本人へ強調すべき点としては、

- 主治医からの生活面の注意点を確認し、後押しする
- 通院や自助グループ(断酒会など)につながっている場合は継続することを強調する
- 忘年会など飲酒のおそれのある場面での対処法を、職場と一緒に考える
- 気分が落ち込んで仕事に支障が出たとき、飲酒しなくなったときなどは、いつでも産業保健スタッフに相談する

などが挙げられます。

2) 上司・人事労務管理者が知っておくべきこと

上司・人事労務管理者は、以下のことを知っておきましょう。

- アルコール依存症の概要
- 断酒の継続が必要
- 抑うつ症状の出現に注意
- 断酒してよくなった点を本人に伝えるとよい
(明るくなった・周囲にやさしくなった・人間が一回り大きくなったなど)
- 本人が飲酒によって起こした問題をかばうのは逆効果
- 継続的に産業保健スタッフと連携することの重要性
- 酒臭いときは断じて仕事をさせない

そして、産業保健スタッフは、これらのことを繰り返し、上司・人事労務管理者へはたらきかけましょう。さもないとそろそろ断酒は不要であると誤解して判断されることがあります。